一二　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正関係

1　紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の特例税率（改正前三八九円／一、〇〇〇本）を廃止することとした。（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第八条関係）

2　次の税率改正の日以後の紙巻たばこ三級品に係るたばこ特別税の税率について、それぞれ次の税率とする措置を講ずることとした。（附則第一〇三条関係）

税率改正の日	平成二八年四月一日	平成二九年四月一日	平成三〇年四月一日	平成三一年四月一日
税率（一、〇〇〇本当たり）	四五六円	五二三円	六二四円	八二〇円

3　その他

右記の税率改正の日において、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で、紙巻たばこ三級品を販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者のうち、たばこ税の手持品課税の適用を受ける者に対して、たばこ特別税の手持品課税を行うこととした。（附則第一〇五条関係）

一三　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正関係

1　個人所得課税

東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について適用期限（平成二九年一二月三一日）を平成三一年六月三〇日まで一年六月延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一三条及び第一三条の二関係）

2　法人課税

㈠　福島再開投資等準備金制度の創設

福島復興再生特別措置法の改正に伴い、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けた事業者が、その認定に係る避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業を実施するために必要な資金の調達に要する期間（以下「積立期間」という。）内の日を含む各事業年度において、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する費用の支出に充てるため、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載されたその支出に充てるために積み立てる資金の総額の二分の一相当額以下の金額を福島再開投資等準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できる措置を講ずることとした。

この準備金は、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却制度の適用を受ける場合にはその適用を受ける特定機械装置等の特別償却実施額に相当する金額を取り崩すほか、その積立期間の末日の翌日以後二年を経過する日を含む事業年度の翌事業年度から三年間でその二年を経過する日を含む事業年度終了の時における準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入することとした。

右記に伴い、福島再開投資等準備金を積み立てている事業者の積立期間の末日の翌日以後二年を経過する日が、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業に係る事務所等の所在する避難解除区域等に係る企業立地促進計画の提出のあった日又は避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日より後である場合には、その事業者に係る企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の適用期間の末日は、その積立期間の末日の翌日以後二年を経過する日とした。ただし、その五年を経過する日後に取得等をした特定機械装置等については、一定の規模以上のものに限り、同制度を適用できることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一一条の三の二、第一八条の八及び第二六条の八関係）

3　資産課税

㈠　東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額を次のとおりとした上、その適用期限を平成三一年六月三〇日まで延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三六条の二関係）

(1)　住宅用家屋の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第三条の規定による改正後の消費税法第二九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結期間	省エネルギー性・耐震性・バリアフリー性を備えた住宅用家屋	上記以外の住宅用家屋
平成二八年一〇月～平成二九年九月	三、〇〇〇万円	二、五〇〇万円
平成二九年一〇月～平成三一年六月	一、五〇〇万円	一、〇〇〇万円

(2)　右記(1)以外の場合

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結期間	省エネルギー性・耐震性・バリアフリー性を備えた住宅用家屋	上記以外の住宅用家屋
～平成三一年六月	一、五〇〇万円	一、〇〇〇万円

一四　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正関係

復興特別所得税について、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設に伴う所要の整備を行うこととした。（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第一八条、第二〇条の二及び第二一条関係）

一五　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正関係

番号利用法整備法附則第三号に掲げる規定の施行の日前に特定口座開設届出書を提出して特定口座を開設した者が、その特定口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長にその者の個人番号を告知する場合には、個人番号カード等を提示する方法に代えて、その者の署名用電子証明書その他の電磁的記録を送信する方法によることができることとした。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第八条及び第二五条関係）

一六　所得税法等の一部を改正する法律（平成二二年法律第六号）の一部改正関係

特定目的会社に係る課税の特例について、平成二二年四月一日前に設立された特定目的会社のうち平成二七年三月三一日までに業務開始届出をしていないものに対して、同年四月一日以後に終了する事業年度について、特定出資に係る国内募集割合要件を適用することとした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第九六条関係）